

5/19(日)
ウスタ川越
2F会議室5

親の介護なのに、 親のお金が使えない!?



家族が認知症になる前に知っておきたい!

親の介護で お金に困らないための 「家族信託」セミナー

国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会において、認知症患者の数は、厚生労働省の推計で約462万人にも上るとされています(平成24年時点)。

親が認知症で判断能力を失うと、預貯金や不動産などの財産は「凍結」されてしまい、たとえ家族でも手をつけることができません。

本セミナーでは、成年後見制度に代わる新しい財産管理の方法として、近年、注目を集めている「家族信託」について、わかりやすくお話しいたします。

こんな方はぜひご参加ください

親の介護費用で、親の預金を使えるようにしておきたい

親の介護費用で、実家を売却して現金化するかもしれない

親が認知症になったときに、成年後見を使いたくない

など、親の介護が気になるご家族の方に、ぜひ聞いていただきたい内容となっています。

セミナー概要

日時:2019/5/19(日)10:00~11:30

場所:ウスタ川越 2階 会議室5

住所:川越市新宿町1-17-17

交通:東武東上線「川越駅」西口より徒歩5分

参加費・定員:無料・先着8名(要予約)

セミナー内容

成年後見の問題点

家族信託とは?

家族信託の活用事例

家族信託の注意点

成年後見との比較 など

講師プロフィール

1974年埼玉県毛呂山町生まれ。県立川越高校卒業後、早稲田大学を経て、2009年いじま司法書士事務所を開設。家族信託を活用した認知症による財産凍結対策を手掛けることができる埼玉県では数少ない専門家として活躍中。(一社)家族信託普及協会認定家族信託専門士。

お申込

いじま司法書士事務所のホームページ
<https://ijima-shihou.com/10070/> または
お電話(049-256-4961)より、お申し込みください

セミナー参加者には、小冊子「成年後見を使わずに、高齢者の財産を管理する方法」を進呈!

成年後見を使わずに、
高齢者の財産を管理する方法
～家族信託を活用した新しい財産管理のやり方～

この小冊子には、
● 成年後見とは、なぜ必要なのか
● 家族信託とは、なぜ必要なのか
● 家族信託の活用事例
● 家族信託の注意点
● 成年後見との比較
● 家族信託の専門士

いじま司法書士事務所
〒344-0201 埼玉県川越市
新大宮1-17-17